様式第５号（第１２条関係）

直結給水用増圧装置等の設置条件承諾書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

久喜市水道事業

久喜市長　　　　　　　　あて

申込者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　　話

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 |  |
| 建物名称 |  |

　直結増圧給水による給水装置の維持管理については、次に掲げる事項について、遵守することを承諾します。

　なお、当該装置を第三者に譲渡する際には、本事項について譲受人に対し必ず承継します。

(1) 使用者等への周知等

　ア　配水管等の工事や事故・災害時等の給水制限により水圧が低下し出水不良となった場合、または、増圧装置一次側の水圧低下により出水不良となった場合、あるいは、停電や故障により増圧装置が停止した場合は、１階の直圧共用水栓を使用することを承諾します。

　イ　直結増圧給水を実施した場合は、従来の受水槽のような貯水機能がないため、配水管等工事や事故・災害時等による断・減水時及びブースタポンプや減圧式逆流防止装置の定期点検時には、水の使用ができなくなることを承諾します。

　ウ　タンクレスの水道直結式洋風大便器を使用する場合、水圧低下及び水量不足の状況になりうることを理解し、発生した場合は自己の責任において水栓の同時使用状況を見直すことを承諾します。

　エ　増圧装置故障等の緊急時に備え、連絡先等を明示することを承諾します。

　オ　計量法に基づく水道量水器の交換及び量水器の異常による交換の際は、久喜市水道事業の管理者の権限を行う市長に協力し断水することを承諾します。

(2) 出水不良の対応

　ア　給水装置工事の設計にあたっては、直結増圧給水装置施行規程等に基づき出水不良等が発生しないよう施行します。なお、出水不良等が発生した場合は、自己の費用負担にて設備等の見直しを行うなど速やかに対応することを承諾します。

　イ　将来の水圧変動や使用水量の増加により出水不良が発生した場合は、自己の費用負担で設備等の見直しを行うなど速やかに対応することを承諾します。

　ウ　建物の改造や給水装置の更新等による使用水量の増加により出水不良が発生した場合は、自己の費用負担で設備等の見直しを行うなど速やかに対応することを承諾します。

(3) 漏水等の対応

　　直結増圧給水に起因して漏水や逆流等が発生し、久喜市水道事業の管理者の権限を行う市長若しくは使用者等に損害を与えた場合は、当方の責任において補償することを承諾します。

(4) 増圧装置の対応

　ア　ブースタポンプや減圧式逆流防止装置の機能を適正に保つため、年１回以上の定期点検を行うとともに、必要に応じて保守点検や修繕を速やかに行います。

　イ　減圧式逆流防止装置の中間室からの漏水等が発生した場合は、当方の責任にて対応します。

　ウ　増圧装置の設置者（所有者）及び修繕委託者を変更したときは、速やかに久喜市水道事業の管理者の権限を行う市長に届出します。なお、その際には変更後の設置者（所有者）に、この直結増圧給水設備が各種の条件が付いていることを周知させます。

(5) 紛争の解決

　　上述の確認事項の内容を水道使用者等に周知徹底させ、直結増圧給水に起因する紛争等については、所有者及び使用者間ですべて解決します。